

## 地すべり防止工事士登録規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社団法人斜面防災対策技術協会（以下「協会」という。）が実施する登録地すべり防止工事試験（以下「試験」という。）に合格した者の登録に関して必要な事項を定める。

### (称号の付与)

第2条 試験に合格し、登録簿に登録した者には、地すべり防止工事士の称号を付与する。

### (登録)

第3条 協会会長（以下「会長」という。）は、試験に合格した者の申請により、登録簿に登録のうえ、登録証明書を交付するものとする。

2 登録料は、10,000円とする。

3 登録を受けた者は、登録した事項に変更があったときは、遅滞なく変更事項を協会へ報告しなければならない。

### (登録の取消し等)

第4条 会長は、地すべり防止工事士が、次のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

(1) 本人から登録抹消の申請があった場合

(2) 本人が死亡した場合

(3) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

(4) 登録地すべり防止工事試験事務規程第7条の一に該当するに至った場合

2 会長は、地すべり防止工事士が第6条から第9条までの規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めて地すべり防止工事士の称号の使用の停止を命ずることができる。

3 会長は、前項の地すべり防止工事士の登録の取消し又は称号の使用の停止の命令をする場合においては、聴聞又は弁明の機会の付与を行った後、試験委員のうちあらかじめ会長が指名した5名以上からなる審査委員会の意見を聴いてするものとする。

### (再登録)

第5条 前条第2項の規定により、第9条の規定に違反し登録を取り消された者は、申請により再登録を受けることができる。この場合、再登録を受ける者は、協会が実施する講習を受講しなければならない。

2 第3条の規定は、再登録について準用する。

(信用失墜行為の禁止)

第6条 地すべり防止工事士は、地すべり防止工事士の信用を傷つけ、又は地すべり防止工事士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第7条 地すべり防止工事士は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(公益確保の責務)

第8条 地すべり防止工事士は、その業務を行うに当たっては、公共安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

(資質向上の責務)

第9条 地すべり防止工事士は、毎年協会が実施する講習(地すべり防止工事士技術講習)を5年に一度受講することにより、その業務に関して有する知識及び技能の水準を常に向上させ、その他その資質の向上を図るものとする。

(登録事務の細目)

第10条 この規程に定めるもののほか、登録事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附則

1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

2 本規程施行日において、地すべり防止工事士の登録を受けている者は、本規程に基づく登録を受けた者とみなす。